

亀山市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月9日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

北辺法寺倶楽部

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 尾崎 博孝

亀山市辺法寺町200番地

変更後 笠井 博

亀山市辺法寺町232番地3

3 変更年月日

平成31年3月25日

4 変更理由

代表者が交替したため